

土地・家屋価格等(縦覧帳簿)の縦覧

平成18年度固定資産税のもとになる土地または家屋の価格などを記載した「縦覧帳簿」を次のとおり縦覧できます。
縦覧は、納税者の皆さんに縦覧帳簿を見ていただき、自分の土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格とを比較することで、価格が適正であるかどうかを確認できる制度です。

縦覧できる人は、市内にある

場所

土地や家屋に固定資産税が課税されている納税者または、その代理人などです。

縦覧に必要なもの

・印鑑(認め印)

・運転免許証など(本人であることが確認できるもの)

または、納税通知書を受け取

っている場合、納税通知書が課

税明細書を持参すれば縦覧でき

ます。

縦覧期間
4月3日(月)～5月1日(日)
(ただし、土・日曜日および祝日は縦覧できません。)

時間
午前8時30分～午後5時

軽自動車税の減免

身体障害者・精神障害者の皆さんの障害区分や等級により軽自動車税が減免されます

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が軽自動車を所有している場合、障害の区分や等級により一定の条件にあてはまれば、軽自動車税が減免されます。
手続きはお早めにお願ひします。

【減免対象となる軽自動車】

①事業用以外の車両で、身体障害者および年齢18才未満の身体障害者・知的障害者・精神障害者と生計を共にする人が所有する軽自動車のうち1台(身体障

害者手帳および戦傷病者手帳の交付を受けている人は障害者本人の名義の車両に限ります。)
②車椅子の昇降装置や固定装置などを備えた、構造上身体障害者などの利用に供すると認められる軽自動車(車両構造により減免を受ける場合、その構造内容が記載されている車検証などが必要です。)

受付期間

4月3日(月)～4月21日(金)

受付場所・問い合わせ先

市役所税務課収納係

☎242111(内線125)

申請に必要なもの

	身体障害者等本人が運転する場合	生計を共にする人が運転する場合
・運転免許証	○	○
・印鑑	○	○
・身体障害者手帳など	○	○
・自動車検査証		○
・生計同一証明書または健康保険証		○

長浜支所総務課 ☎521111
 脇川支所総務課 ☎342311
 河辺支所総務課 ☎392111

振替納税を利用されている皆さんへ

○預貯金口座からの引落日

所得税 4月20日(木)

消費税 4月27日(木)

預貯金口座の残高の確認をお忘れなく!

※詳しくは大洲税務署(☎24-3115)まで

税金などの納期一覧

市民の皆さんが納める市税は、道路や生活環境の整備、教育や保険医療の充実など、まちづくりのための大切な資金になります。市税などの納期内納付について、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

税別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税(5期)			1期		2期		3期		4期		5期	
固定資産税(5期)	1期			2期		3期		4期		5期		
軽自動車税(全期)		全期										
国民健康保険税(9期)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料(9期)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

簡易裁判所の民事手続



簡易裁判所は、請求額が比較的少額で軽微な紛争を迅速かつ簡易に解決するために、全国438ヶ所に設置されており、国民に最も身近な裁判所とされています。では、実際、簡易裁判所にはどのような民事手続が用意されているのでしょうか。

簡易裁判所における主な民事手続

簡易裁判所では、貸金、売買代金、給料、家賃、敷金、交通事故の損害賠償等さまざまな分野のトラブル解決のために、各種の民事手続を用意しています。その中で、①民事訴訟、②少額訴訟、③民事調停が主な手続です。

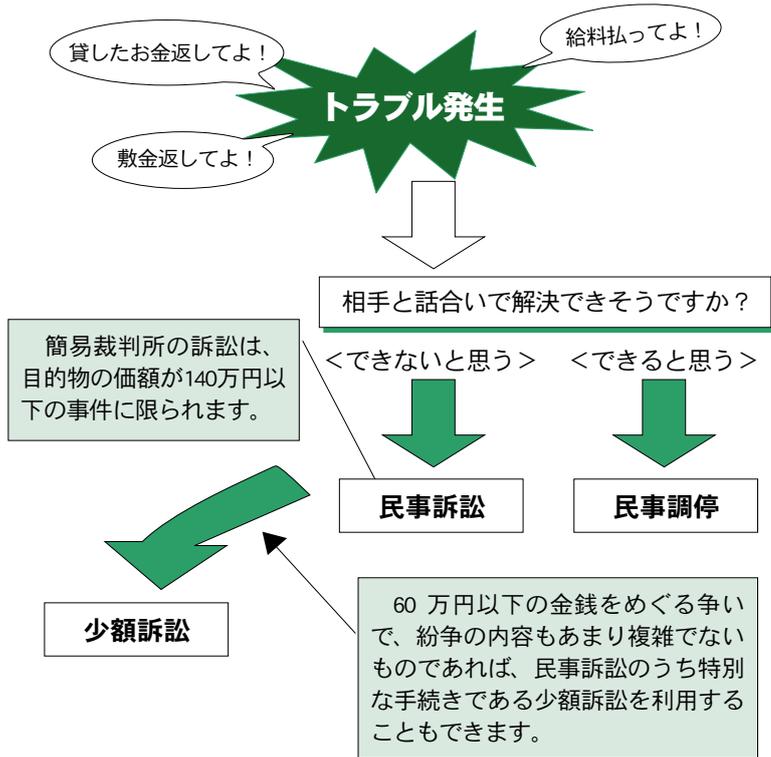
左の図は、これらの手続の選択方法の一例として参考にしてください。

簡易裁判所の窓口には、各種手続を分かりやすく説明したリーフレットのほかに、訴状や調停申立書の定型用紙も備え付けています。また、手続の概要や申し立ての方法の説明を受けることもできます。

詳しくは、最寄りの簡易裁判所にお問い合わせいただくか、ホームページの手続案内等をご覧ください。

大洲簡易裁判所 ☎24-2038

ホームページ <http://www.courts.go.jp>



人権・同和教育シリーズ

No.15

「朝」の心づいて②

○梅が咲き

うぐいす鳴けど

一人かな

小林一茶の俳句です。

今日、たいへん豊かな社会にはなりませんが、自己中心的な生活の中で他人の立場に立って考えることができず、家族や周囲の人たちとぎくしゃくして、ストレスを感じて毎日を送っている人が案外多いのではないのでしょうか。物には恵まれていても心の中にはすき間風が吹いている。この孤独感は何なのでしょう。

その根本は家族(夫婦関係)のあり方にあるのではないかと思います。怒の心(思いやり)を大切にし、励まし合い信頼し合う人間関係づくりが何よりも求められているのです。小学生は母親のことを実によく見ています。

「朝、ぼくが学校に行くまでお母ちゃんのいうことがきまっています。ぼくが服を着ていたら、はようご飯たべやという。出かけようとしたら、時間割をちゃんとあわしたな。ハンカチ持ったか。はな紙いれたな。宿題は忘れてないな。はよう行きや、おくれ

るぜ。ぼくが次にしようとすることを必ず先にいう。毎朝、同じことを忘れんとよういえるな。」

さらに、中学生も父母のことを、
「父さんがお酒をこぼすと、母さんがもつたいないと大声で怒鳴る。父さんは慌ててテーブルに吸い付く。母さんがお酒をこぼすと、父さんに向かって、あなたがここに置くから悪いんでしようという。父さん、悪い悪いと謝る。ぼくは父さんが悪いとは思わない。」

と口には出さずとも心の中では思っているのです。このような毎日の何でもない言動によって人権意識は良くなるも悪くも育っていくものです。夫婦が互いに思いやり信頼し合うことが根本になるのではないのでしょうか。

最後に小学五年生の詩を紹介いたします。
「お父さんとお母さんがけんかした。最初にお母さんがあやまった。すると、お父さんもあやまった。いい親でよかった。それをいつたら、お母さんが泣き出した。」
夫婦円満が何よりも大切なのだと思います。

介護支援専門員の登録

介護保険法の改正に伴い、平成18年度から介護支援専門員の登録制度が新しくなります。

介護支援専門員の資格をお持ちの方は、事前登録票の提出が必要になりましたので、手続きをお願いします。



問い合わせ先

愛媛県長寿介護課在宅介護係
☎089-912-2432

ホームページ

<http://www.pref.ehime.jp/>
トップページ「キーワード検索」の「ケアマネ登録」で検索してください。

水害義援募金を寄附 ～肱川流域会議水中めがね～



2月16日、肱川流域会議水中めがね（会長 坂本芳教）が昨年10月15日開催「第2回だんだん肱川」と11月3日開催「お祭り村」での水害義援募金を大洲市に寄附しました。

大森市長は、「皆さんががんばって集めていただいた寄附金です。有効に活用させていただきます」と述べていました。

沖浦観音春季大祭



4月17日(月)は、恒例の沖浦観音春季大祭です。当日は、観音法要、餅撒ぎ、剣道大会、カラオケ大会が行われる予定です。国指定重要文化財の十一面観音と、桜の名所で知られる沖浦観音まつりに、ご家族おそろいでお出かけください。

日 時 4月17日(月)
場 所 長浜町沖浦（端龍寺）
問い合わせ先 大洲市役所長浜支所企画商工課
(☎52-1111)

平野

お茶堂つつじまつり

地元農産品や手打ちうどん、もちまきなどの楽しい催しで皆さんをお待ちしています。



日 時 4月23日(日) 午前10時～午後2時
(もちまきは午後2時)
場 所 日浦つつじ公園
JR平野駅から車で15分

～見頃は、4月中旬から下旬～

日浦つつじ公園(平野)では、樹齢約250年の山つつじ約150本が真っ赤に色づきます。

問い合わせ先
平野公民館
☎24-2431

